

# 新春特別企画 物納制度改正セッション



森田義男税理士  
1948年埼玉県生まれ。税理士であり、不動産鑑定士でもある。三井信託銀行に入行。88年に独立し、森田税務会計事務所開設。著書に「怒りの路線価物語」(ダイヤモンド社)など。

財産とみなされていた市街化調整区域内の土地、接道条件を充足していない土地などについて、物納適格財産がない場合に限り物納を認めるということ、(2)相続税の延納中の人が資力の状況変化などにより延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、延納額からその納期限の到来した分納額を控除した残額を限度として物納を選択することができる制度を創設。以上の2つについては、今回の法案で緩和された部分です。

今年度の税制改正の大綱が発表された。その中で意外に注目されていないのが、物納に関する改正事案。大半の人の認識としては物納制度が規制緩和され、メリットが大きいというものだが、実は物納現場の第一線で活躍している専門家からは、「こんなひどい法案が通ったら大変なことになる」と問題視されている。今回はこうした相続、とりわけ物納分野に強みを持つ専門家5名による「物納制度改正セッション」の模様をレポートする。

相続支援ネット本部

森田税務会計事務所  
森田 義  
隈 祐二  
國土地所

▲物納現場で活躍する専門家の鋭い意見が交わされた

が規制緩和されると、い面だけを誇張して記事を掲載していました。しかし、実はそんな単純な問題ではありません。

# 物納手続きがより困難に 矛盾だらけの新税制法案



江里口吉雄代表  
1950年東京都生まれ。ミサワ  
ホーム入社。農家の相続問題に  
携わる。その後相続専門FP事  
務所開設。「相続FP」を提唱し、  
地主向けコンサルタントを行う。

吉川 何も知らない税理士は、簡単になったと思つています。ところが物納の現場で働く者にどうっては、物納申請時にこの大綱に書かれている全類の提出や、20日以内に間に合わないと取り下げられるなんて、信じられない。本当にひどい話です。

浅井 これまで、物納といえば、申請時に必要な書類は申請書の1枚だだけで、あの書類については期間が



**浅井廣社長**  
1953年宮城県生まれ。会計事務所・ミサワホーム・相続コンサルタント会社などを経験し、平成9年に独立。権利調整や物納のための手続きを握りこなす。

江里口 今日は、平成18年度の税制改正の中でも、特に物納制度の改正をテーマに話し合いを進めていきたいと思います。相続・物納の分野で注躍されている皆さんにお集まりいただきましたが、まず座長でもある森田義男税理士は、今回の法案に対するどのような考え方をお持ちですか。

森田 一言でいえば、大変な改正案です。本題に入る前にまず、今回の改正法案のポイントを簡単にまとめると次の5つのようなことが言える

申請時に必要な全書類提出  
期間も最長1年以内に

吉川 弦一  
浅井 廣  
江里口 吉雄代表  
社長



森田 その通りです。注意しなくてはいけないのは、③物納手続きの明確化です。発表された大綱には、「登記事項証明書、測量図、境界確



隈祐二社長  
1962年福岡県生まれ。相続、物納  
コンサルティング会社に勤務  
後、独立し、大地主の資産承継対  
策を中心に事業を展開。事業再  
生委員会委員も務める。

**対策が相続発生後では手遅れ**

物納しなくとも、不動産を売却して現金で納付します。しかし、一昔前は実勢価格の半値だった路線価が今では2倍になっている土地なんてござらです。こうした評価の見直しが重要だと思ひます。

案が通つたら、今後通用しなくなりります。

森田 本来、物納制度を改正するの  
にしたいというのが狙いでしよう。  
森田 本來、物納制度を改正するの  
であれば、もっと根本的なことがこ  
考え直す必要があるのです。なぜ物  
納する必要があるのでしょうか。國が  
が定める路線価が実勢価格よりも高  
いからです。つまり、きちんと国が  
相続財産の評価を実施すれば、何た

浅井廣社長  
1953年宮城県生まれ。会計事務所、ミサワホーム、相続コンサルタント会社などを経験し、平成9年に独立。権利調整や物納のための実務支援に強み。  
上は争えるはずがありますません。つまり、異議申立てのプレッシングです。

案が通つたら、今後通用しなくなりります。

可能性も出てきます。

江里口 税理士も同様のことが言えると思います。いずれにしても、この法案が通つたら、物納対策ががばん脚光を浴びるでしょう。まさに「物納神話崩壊」です。地主、家主の方々は経験豊富な専門家に依頼し、早期対策が重要になってきます。